

## 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催会場の公募について

令和4年7月  
法務省大臣官房国際課

法務省大臣官房国際課では、令和5年2月に第2回アジア太平洋刑事司法フォーラムの開催を予定しており、本フォーラムの会場について、下記のとおり公募しますので、応募方法に従ってお申し込みください。

### 記

#### 1 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラムの目的等

令和3年3月の第14回国連犯罪防止刑事司法会議において採択された「京都宣言」では、国際協力の強化や、法執行機関による地域ネットワークを構築することの重要性が確認されたところ、日本を含むアジア太平洋地域においては、各国相互の理解不足などにより、国際協力には、なお改善の余地があるため、本フォーラムを定期開催することによって、アジア太平洋地域における各国の法制度や運用等について情報共有を行い、また、実務家同士のネットワークを構築することによって、国際協力の一層の強化をも図ることを目的とする。

#### 2 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラムの概要

(1) 開催日時：令和5年2月13日（月）及び同月14日（火）

(2) 参加者：来場参加者 200名を予定

その他オンラインによる参加 25名程度を予定

(3) スケジュール（案）

令和5年2月12日（日）

会場設営・リハーサル

令和5年2月13日（月）

受付開始

（午前9時）

開会式・全体会合

（午前10時）

日ASEAN法務高級実務者会合会場設営・リハーサル

サイドイベント

（午後1時30分）

分科会、二国間会談

（午後3時）

1日目終了

（午後6時）

令和5年2月14日（火）

分科会、日ASEAN法務高級実務者会合

（午前10時）

二国間会談

サイドイベント

（午後1時）

分科会

（午後2時）

全体会合・閉会式

（午後5時）

全日程終了

（午後6時）

撤去作業終了

(午後 8 時)

### 3 会場の条件

以下の条件を備えた会場を確保できること。

#### (1) 会場全体の条件

- ア 法務省（東京都千代田区霞が関 1-1-1）から直線距離で 6 キロメートル以内に所在していること。
- イ (2) の条件を満たす会場・施設等を確保すること（各会議場の附帯設備（音響・照明等）の使用を含む。）。
- ウ 建物内にエレベーター及びエスカレータを備えていること。
- エ 敷地内に駐車場又は駐車場所を有すること。
- オ 会場内において、セキュリティの確保された高速インターネット環境（有効転送速度 1 Gbps 以上）を確保できること。
- カ 空調設備等、施設のトラブルに対し、対応できる職員が当日に常駐していること。
- キ 過去 5 年以内に、閣僚又は次官級が参加する日本国政府主催の国際会議の会場を提供した実績があること。
- ク 会場と同一建物内に宿泊施設（ハイエンド：30 部屋、ハイエンド周辺の部屋：30 部屋、ミドル又はエコノミー：140 部屋）を備えていること。

#### (2) 各会場・施設等の条件

##### ア 会議会場

##### (ア) 全体会合用会議室

必要数：1

想定人数：150 名程度

広さ：900 m<sup>2</sup>以上

その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。

・必要な机・椅子等を備えていること。

・会場内にステージ（舞台）を設置できること。

・音響・照明設備、AV 機器を備えていること。

・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。

・プロジェクター、スクリーンを設置できること。

・仕切り等によって同会議室を 2 分割利用することで、下記(イ)分科会用会議室の条件を満たす会場を用意することができる場合は、下記(イ)分科会用会議室は不要。

##### (イ) 分科会用会議室

必要数：2

想定人数：75 名程度（1 室当たり）

広さ：450 m<sup>2</sup>以上（1 室当たり）

その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。

- ・必要な机・椅子等を備えていること。
- ・会場内にステージ（舞台）を設置できること。
- ・音響・照明設備、AV機器を備えていること。
- ・複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。
- ・プロジェクター、スクリーンを設置できること。

(ウ) 日ASEAN法務高級実務者会合用会議室

必要数：1

想定人数：40名程度

広さ：200㎡以上

その他：・想定人数を収容できる能力（座席）を有すること。

- ・必要な机・椅子等を備えていること。
- ・音響・照明設備、AV機器を備えていること。
- ・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイク等を備えていること。
- ・プロジェクター、スクリーンを設置できること。

イ 二国間会談等用部屋

必要数：4

想定人数：8名程度（1室当たり）

広さ：35㎡以上（1室当たり）×2室、80㎡以上（1室当たり）×2室

その他：必要な机・椅子等を備えていること。

ウ 食事等会場

必要数：2

想定人数：150名程度（1室）、30名程度（1室）

広さ：350㎡以上（1室）、200㎡以上（1室）

その他：・必要な机・椅子等を備えていること。

- ・音響・照明設備、AV機器を備えていること。
- ・講演者卓、司会者卓、複数の有線マイク及び無線マイクを備えていること。
- ・プロジェクター、スクリーンを設置できること（350㎡以上の部屋のみ）。

エ スタッフ控室

必要数：2

想定人数：20名程度（1室当たり）

広さ：100㎡以上（1室当たり）

その他：必要な机・椅子等を備えていること。

オ 参加者等控室

必要数：1  
想定人数：10名程度  
広さ：80㎡以上  
その他：必要な机・椅子等を備えていること。

### (3) リフレッシュメントの提供について

- ア 参加者等に対し、2月13日（月）及び14日（火）に、コーヒー・紅茶及び茶菓子等を提供すること。
- イ コーヒー・紅茶及び茶菓子等は1人あたり1日3,000円相当とし、実費精算とする。見積金額については、一律1,200,000円（税抜）を計上すること。

## 4 会場借用期間等

### (1) 会場借用期間

- ア 上記3(2)ア(ア)及び(イ)について  
令和5年2月12日（日）午前9時から同月14日（火）午後8時まで
- イ 上記3(2)ア(ウ)  
令和5年2月13日（月）午前10時から同月14日（火）午後2時まで
- ウ 上記3(2)イ及びオについて  
令和5年2月13日（月）午前8時から同月14日（火）午後5時まで
- エ 上記3(2)ウについて
  - (ア) 1室（350㎡以上）につき  
令和5年2月13日（月）午前8時から同月14日（火）午後5時まで
  - (イ) 1室（200㎡以上）につき  
令和5年2月13日（月）午前10時から午後3時まで
- オ 上記3(2)エについて  
令和5年2月13日（月）午前8時から同月14日（火）午後8時まで

### (2) 会場使用時間

- ア 上記3(2)ア(ア)及び(イ)について  
令和5年2月12日（日）午前9時から午後5時まで  
令和5年2月13日（月）午前8時から午後7時まで  
令和5年2月14日（火）午前8時から午後8時まで
- イ 上記3(2)ア(ウ)について  
令和5年2月13日（月）午前10時から午後6時まで  
令和5年2月14日（火）午前8時から午後2時まで
- ウ 上記3(2)イについて  
令和5年2月13日（月）午前8時から午後6時まで  
令和5年2月14日（火）午前8時から午後5時まで
- エ 上記3(2)ウについて

- (ア) 1室（350㎡以上）につき  
令和5年2月13日（月）午前8時から午後7時まで  
令和5年2月14日（火）午前8時から午後5時まで
- (イ) 1室（200㎡以上）につき  
令和5年2月13日（月）午前10時から午後3時まで
- オ 上記3(2)エについて  
令和5年2月13日（月）午前8時から午後7時まで  
令和5年2月14日（火）午前8時から午後8時まで
- カ 上記3(2)オについて  
令和5年2月13日（月）午前8時から午後6時まで  
令和5年2月14日（火）午前8時から午後5時まで

## 5 施設使用に係る借料の支払条件

- (1) 本公募による支払いは、施設使用料、附帯設備使用料及び飲食物手配料金とする。
- (2) 施設使用后、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

## 6 応募方法

本件公募に当たり、説明会の開催は予定していない。

応募方法等について質問がある場合は、下記(2)の担当者まで電話又はメールで問合せの上、応募者については、申込書（別添1）、実施証明書（別添2）及び証明資料を下記(4)のとおり提出すること。

なお、今回の申込書等の作成・提出に係る一切の経費は応募者の負担とする。

また、提出された書類等は採否にかかわらず返却しない。

### (1) 申込書等提出期日

令和4年7月15日（金）午後6時必着

### (2) 問合せ・申込書等提出先

法務省大臣官房国際課 担当：高橋、北爪

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 20階

電話 03-3580-4111 内線（6782）

メールアドレス crim-ap@i.moj.go.jp

### (3) 応募資格

ア 自社で上記3の条件を満たす会場を保有し、運営する者であること。

イ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ウ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

エ 法務省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

### (4) 申込書等提出方法

申込書等書類一式については、(2)の担当者までに直接(持参)又は郵送により3部(正本1部及び副本2部)提出するものとする。

関連資料には、次の項目について必ず明記すること。

- ア 標題は、「第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム会場の公募に関する書類」とし、同書類を作成した担当部署及び責任者を明示すること。
- イ 書類に関する連絡先(担当者、電話番号等)を明記すること。
- ウ 「実施証明書」については、事実を証明する資料を添付すること。

## 7 選定方法

- (1) 提出された書類の内容等について、当省の担当者から質問をすることがあるので、速やかに対応すること。
- (2) 応募後、必要に応じて、電話等による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。
- (3) 提出書類の審査や施設の実地調査により、上記3に掲げる各条件を具備し、借料、交通の利便性、本フォーラムを実施するに相応しいか等を総合的に判断し決定する。  
なお、借料が周囲の一般的な施設と比較し、はるかに高額な場合や、予算上借用不可能と見込まれる場合等においては契約しない場合がある。
- (4) 審査結果については、応募者全員に7月29日(金)頃に連絡する。

以 上